

【案】

自動販売機等の電気料及びその支払に関する協定書

上尾市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、公有財産賃貸借契約第8条に伴う電気料の支払に関し、次のとおり協定を締結する。

1. 協定の目的物 清涼飲料水（酒類を除く。）の自動販売機

2. 協定期間 令和8年10月1日～令和9年3月31日

3. 設置場所

所在地 上尾市原新町20

財産名称 北上尾駅東口

貸付箇所 1階トイレ脇

貸付面積 1.5㎡

台数 1台

4. 電気料

乙は、毎月の電気使用量に応じた実費相当額を甲に支払うものとし、次のとおりとする。

実費相当額	電気使用量に38円/1Kwh（単価）を乗じた額
-------	-------------------------

ただし、経済情勢の著しい変動その他やむを得ない事由により、甲乙いずれか一方が実費相当額を不相当と認めた場合、甲乙協議の上、改定することができる。

5. 電気料の支払方法

(1) 甲は、各自動販売機等に設置されたメーターにより自動販売機に係る電気使用量を計測し乙の実費負担分として毎年度の電気使用量に前述4の単価を乗じた額を、乙に請求するものとする。

(2) 電気料については年度ごとに支払うものとする。

(3) 乙は、甲が発行する請求書により、甲が指定する納付期限までに、前項の電気料を甲に支払わなければならない。

6. その他

本協定に定める以外の問題が生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議の上解決するものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、それぞれその1通を保有する。

令和●年●月●日

上尾市本町三丁目1番1号

甲 上尾市

上尾市長 畠 山 稔

【相手方所在地】

乙 【相手方名称】

【肩書】 【氏名】 印